

【文部科学省資料】

## 学級編制の仕組みと運用について(義務)

### ○学級編制の標準

<小・中学校>		
	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人(1年生) 40人(2~6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>		
	6人 (重複障害 3人)	

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)  
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

### ○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したものである。したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

(例) 35人の学年 → 1学級 [35人]  
65人の学年 → 2学級 [32人、33人]  
122人の学年 → 4学級 [30人、30人、31人、31人]

## 令和2年度広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準

広島県教育委員会

### 1 小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準

区 分		小学校	中学校
単式学級	第1学年	35人	40人
	第2学年以上	40人	
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	
特別支援学級		8人	8人

#### 備考

- 1 小学校においては、変則複式及び飛び複式学級を、中学校においては、複式学級を解消すること。
- 2 統廃合の前年度においては、複式学級の基準に二分の一を乗じて単式学級編制を行うこと。
- 3 小学校には義務教育学校の前期課程を含み、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。

### 2 基準日

基準日は令和2年5月1日とする。  
ただし、院内学級を除く。